

受動喫煙防止啓発動画制作業務委託 仕様書

1 業務名

受動喫煙防止啓発動画制作業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月9日まで

3 業務の目的

受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸い込んでしまうことを指し、健康増進法では、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう特定施設の管理者が講ずるべき義務を規定している。また同法では、屋外場所や家庭内においても喫煙時には周囲の状況へ配慮する義務も規定している。こうした状況から屋外等でも喫煙時の周囲への配慮が求められていることを周知し、喫煙の際に周囲への配慮を意識することができるような動画媒体を制作するものである。

4 用途（予定）

- (1) 埼玉県が運営する YouTube「埼玉県公式チャンネル」上での配信
- (2) デジタルサイネージでの放映

5 業務内容

受動喫煙防止啓発動画 1本以上の制作

(1) 制作方針

ア 背景

- ・ 健康増進法の改正により、令和2年4月から、対象施設の敷地内禁煙又は原則屋内禁煙が義務付けられた。
- ・ 健康増進法第27条（喫煙をする際の配慮義務等）では、喫煙禁止場所以外の場所においての喫煙に関し、喫煙者や灰皿の設置者は望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないとされている。また、施設の管理権限者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」と定められた。
- ・ 改正法では、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、施設の類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められている。また、喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられている。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等について

ては禁止されており、罰則の対象となる。

・喫煙エリアに関して 20 歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切立入禁止となる。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできない。万が一、20 歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となる。

・健康増進法では、このように法律で定められているが、路上喫煙、職場及び飲食店等における望まない受動喫煙に係る相談が寄せられており、当該配慮義務に係る周知啓発が求められる。

イ 方向性

望まない受動喫煙の防止について、喫煙者の中でも受動喫煙防止に対する認識の薄い層が、喫煙の際に周囲への配慮を意識することができる内容であること。

(2) 動画の内容

ア 受動喫煙の定義の説明

イ 健康増進法に関する規定の説明

ウ 屋外での望まない受動喫煙に配慮を要する具体例の紹介

(例) 屋外での喫煙

- ・マンション（集合住宅）での喫煙（ベランダ、共用スペース等）
- ・人通りの多い場所（通勤・通学路・駅周辺・駐車場）
- ・住宅街での喫煙
- ・喫煙所内ではなく外での喫煙（喫煙所ではない場所での喫煙）
- ・公園

(3) 制作動画の条件

ア 映像はアニメーション形式で作成する。

デザインは、【参考 1】のような系統の絵柄を参考とする。

イ 作成本数は 1 本以上とし、尺は 1 本あたり 30 秒（横型）とする。納品の際は、1 本あたり 30 秒（縦型）、1 本あたり 15 秒（横型）の概要版、1 本あたり 15 秒（縦型）の概要版の合計 4 種類の納品とする。

ウ 動画のファイル形式は以下のとおりで、YouTube（ショート含む）又はデジタルサイネージに掲載可能なものとする。

データ形式	MPEG4 AVC 形式 (.mp4)、 又は WMV (WindowsMediaVideo9) 形式 (Advanced Profile を除く) (.wmv)
サイズ	16 : 9 (アスペクト比) 横 1920 ピクセル×縦 1080 ピクセル、 又は 横 1280 ピクセル×縦 720 ピクセル

	9:16（アスペクト比） 横 1080 ピクセル×縦 1920 ピクセル、 又は 横 720 ピクセル×縦 1280 ピクセル
ファイルサイズ	秒数×1MB 前後
ビットレート	8M bps CBR（音声：128～256kbps）
フレームレート	29.97 fps
描写方式	ノンインタレース方式
音声	ステレオ対応 音声入稿の基準 現行のテレビ CM 素材搬入基準で採用されているターゲットラウドネス値（目標とする平均ラウドネス値）-24LKFS とする。

エ 音声で表現されている情報は字幕又はテキストとして付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。

オ 動画に合わせて適宜、BGM を挿入すること。

カ 動画制作の前に原案となる絵コンテ等を提出し、テロップのフォント等を含め、県と事前に動画の構成について調整すること。

キ 制作動画の使用期限を定めないこと。

ク 本業務の目的等を理解・尊重し、適宜本県の指示に従って動画制作を行うこと。

ケ 県による複数回の動画の確認及び修正指示の機会を設けること。その場合、県の指示に合わせた修正を行うこと。また、本県が校了と判断するまで、校正を行うものとする。

コ 動画作成全般にかかる費用は全て受託者の負担とすること。また、動画作成全般には、構成案（シナリオ）作成、収録、ナレーション、テロップ、CG、BGM、編集等のほか、制作物の納品までの一切を含むとする。

（４）その他動画作成にあたっての注意事項

ア 動画には視聴者の理解を助けるテロップ等を適宜入れること。またデジタル技術を駆使し、見ている人が飽きないような工夫を凝らすこと。

イ そのほか必要な映像・音楽等についてはすべて受託者が用意すること。用意した映像や音楽については適宜県に確認を取ること。

（※著作権等に注意すること。）

ウ このほか協議の必要に応じて、県と受託者とで打合せを行う。

エ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

オ 各動画のサムネイル画像を作成すること。

6 成果品

(1) 成果品の提出について

作成した動画は、令和9年2月26日（金）までに上記のファイル形式で納品する。

なお、できる限り早期での納品に努めるものとする。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(2) 成果品に関する権利の帰属

ア 本業務で制作する著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。

イ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

ウ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

エ 著作物については、本県が必要と判断する目的に使用できるとともに、本県が認める第三者に使用させることができるものとする。

オ 受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

カ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する。

(2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(3) 委託契約の締結又は履行に当たり、受託者にこの仕様書に定める事項又はこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

(4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託計画が解除された後においても同様とする。

- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、本県及び受託者双方が協議して決定する。